

平成29年3月17日

債権者各位

更生会社 T F K 株式会社
管財人 小畑 英一

第2回（最終）弁済のご確認ができない方へ

債権者の方々に対する2回目（最終）の弁済はすでに完了しておりますが、その後も、入金の確認できないとのお問い合わせが多く寄せられておりますので、弁済の時期や方法について、改めてご説明いたします。

1 指定口座への振込による弁済

口座のご指定をいただき、その口座が使用できる状態のものであった方に対しては、ご指定の口座宛に、弁済金の振込を行っております。振込の時期は、平成28年8月から11月の間です。そのうちの大部分は、平成28年8月中に振込が実施されております。

平成28年6月頃にご送付した「最終弁済のお知らせ」には、同年9月頃以降にお振込みをすると記載しておりましたが、実際には、上記のとおり平成28年8月中にほとんどが振り込まれておりますので、ご指定口座の通帳を記帳の上、ご確認をお願いします。振込の名義は「TFKカンザイニンオバタエイイチ」です。

2 弁済金の供託

以下の方々については、弁済金を東京法務局に供託しております。

- ① 口座のご指定をされていない方
- ② ご指定いただいた口座が、ご解約などによりご使用できなくなっている方
- ③ 弁済に必要な書類のご送付をいただけなかった方
(債権者の方が亡くなり、相続が発生しているが、相続関係を証する書類が提出されなかった場合など)

供託とは、国の機関である供託所（法務局）にお金を預ける手続です。供託金のお支払を受ける場合は、供託所に対し所定の手続を取る必要があります。

供託の対象となった方々に対しては、平成28年12月から平成29年1月にかけて、供託通知（「更生債権供託のご通知」との表題のはがき）を送付しておりますので、詳細はそちらをご参照ください。

以上